

横須賀市報

第 1850 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇横須賀市議会基本条例中一部改正……………	15025
規 則	
◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則中一部改正……………	”
◇予算決算及び会計規則中一部改正……………	”
告 示	
◇固定資産評価審査委員会委員の退職について……………	”
◇固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	15026
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	”
◇指定障害児相談支援事業者の指定について……………	”
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	”
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	”
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	”
◇指定特定相談支援事業者の指定について……………	15027
◇除却広告物等の保管について……………	”
◇放置自転車等の移動について……………	”
◇市道路線認定について……………	15028
◇市道路線廃止について……………	”
◇道路区域変更及び供用開始について……………	”
公 告	
◇横須賀市農業振興地域整備計画の変更について……………	15029
◇開発行為の工事完了について……………	”
◇債権差押調書の公示送達……………	”
◇配当計算書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	”
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達……………	”
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	”
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	15030
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	”
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	”
◇農用地利用集積計画について……………	”
訓 令 甲	
◇専決規程中一部改正……………	”
上下水道企業管理規程	
◇上下水道局会計規程中一部改正……………	15031
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	”
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	”
◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について……………	15032
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	”
正 誤	

条 例

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年10月 7 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第45号 (令和 4 年10月 7 日)
掲 示 済

横須賀市議会基本条例の一部を改正する条例

横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40人」を「39人」に改める。

第14条中「市民との懇談会、議会報告会等の」を削る。

附 則

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第14条の改正規定は公布の日から、次項の規定は令和 5 年 5 月 2 日から施行する。

2 横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 3 号中「10人」を「9 人」に改め、同項第 5 号中「40人」を「39人」に改める。

規 則

横須賀市規則第68号

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 生活保護法第55条の 5 第 1 項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第 2 条の表第 1 条第 5 号の項中「及びク」を「、ク及びケ」に、「又は生活保護法」を「、生活保護法」に、「就労自立支援金の支給に関する情報」を「就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給に関する情報」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

横須賀市規則第69号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第42条本文中「本県及び東京都」を「全国の区域内」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年11月 4 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 191 号 (令和 4 年10月17日)
掲 示 済

本市固定資産評価審査委員会委員望月由佳子は、令和 4 年10

月14日任期満了により退職しました。
令和 4 年10月17日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第 192 号 (令和 4 年10月17日)
掲 示 済

本市議会の同意を得て、令和 4 年10月15日本市固定資産評価
審査委員会委員に次の者を選任しました。
令和 4 年10月17日

横須賀市長 上 地 克 明
横浜市港南区大久保 2 丁目28番22－ 508 号
大 友 朋 子

横須賀市告示第 193 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の 3 第 1 項
の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者とし
て指定しました。
令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 10月 1 日	放課後等デイサービ ス o n e s t e p	横須賀市久里浜 4 丁目12 番 2 号リヴィエール久里 浜 3 F－C	放課後等デイサー ビス	横須賀市久里浜四丁目15番 2 号 一般社団法人 s u k a s u k a－ i p p o 代表理事 五本木 愛

横須賀市告示第 194 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第24条の26第 1 項第 1
号の規定により、次に掲げる者を指定障害児相談支援事業者と

して指定しました。
令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 10月 1 日	たすく相談室	横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地 7 アベニール 102 号室	横須賀市山科台 5 番13号 株式会社 B r a v e r y 代表取締役 白 浜 佑 樹

横須賀市告示第 195 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定に
より、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。
令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 10月 1 日	訪問・移動支援事業 所 みんなのうせい	横須賀市久里浜 5 丁目 2 番 7 号ライオンズプラザ 久里浜 102	訪問介護	横須賀市二葉二丁目 5 番13号 株式会社うせい 代表取締役 前 田 豊
同	ケアサービス 轍	横須賀市衣笠栄町 3 丁目 12番地	訪問介護	横須賀市衣笠栄町 3 丁目12番地 合同会社轍 代表社員 小 川 正 子

横須賀市告示第 196 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条第 2 項の規定に
より、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 9 月30日	十愛	横須賀市光風台35番19号	居宅介護支援	横須賀市光風台35番19号 株式会社十愛 代表取締役 山 田 健

横須賀市告示第 197 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 10月 1 日	ピースコミュニティ	横須賀市根岸町 2 丁目21 番16号房総ビル 3 階	就労継続支援 B 型	横須賀市根岸町三丁目14番25号グレイ ス 5－101 号 株式会社びーすけあ 代表取締役 武 藤 優 子

同	就労支援事業所みんなのうせい	横須賀市久里浜 5 丁目 2 番 7 号ライオンズプラザ久里浜 102	就労継続支援 B 型	横須賀市二葉二丁目 5 番13号 株式会社うせい 代表取締役 前 田 豊
---	----------------	-------------------------------------	------------	--

横須賀市告示第 198 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第51条の17第 1 項第 1 号の規定に

より、次に掲げる者を指定特定相談支援事業者として指定しました。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 10月 1 日	たすく相談室	横須賀市日の出町 1 丁目 5 番地 7 アベニール 102 号室	横須賀市山科台 5 番13号 株式会社 B r a v e r y 代表取締役 白 浜 佑 樹

横須賀市告示第 199 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	1	津久井 4 丁目地内	令和 4 年 9 月 1 日から同月 30 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間

- 2 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 200 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 4 年 9 月 1 日から同月30日まで	台 47	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	25	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	7	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	4	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	14	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	4	0	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	27	1	追浜町 1 丁目・2 丁目、汐入町 2 丁目、深田台、上町 3 丁目、佐野町 1 丁目、公郷町 1 丁目から 3 丁目まで・5 丁目、大矢部 2 丁目・3 丁目、馬堀海岸 2 丁目、浦賀 7 丁目、浦賀丘 1 丁目、舟倉 2 丁目、佐原 3 丁目・4 丁目、野比 3 丁目、武 4 丁目及び太田和 2 丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第 1 自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	浦賀駅第 1 自転車等駐車場	同
同	3	0	Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

**横須賀市告示第 201 号**  
市道路線認定に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次の市道の路線を認定します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 4 年10月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起 終 点 点                                      | 重要な経過地 |
|-------|----------------------------------------------|--------|
| 7,781 | 長井 5 丁目3041番の 1 地先から<br>長井 5 丁目2930番地先まで     |        |
| 7,782 | 長井 5 丁目3031番の 3 地先から<br>長井 5 丁目2921番の 2 地先まで |        |

~~~~~

横須賀市告示第 202 号
市道路線廃止に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 4 年10月25日
横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点 点	重要な経過地
489	西逸見町 3 丁目88番の 1 地先から 西逸見町 3 丁目85番の 1 地先まで	

~~~~~

**横須賀市告示第 203 号**  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 4 年10月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 4 年10月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                        | 敷 地 の 幅 員        | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------------|------------------|--------------|
| 291   | 旧   | 田浦町 5 丁目42番の 2 地先から<br>田浦町 5 丁目42番の 5 地先まで | メートル<br>1.8～ 1.9 | メートル<br>40.0 |
|       | 新   | 田浦町 5 丁目42番の 2 地先から<br>田浦町 5 丁目42番の 2 地先まで | 1.8～ 1.9         | 22.6         |
| 3,482 | 旧   | 林 5 丁目1664番の 1 地先から<br>林 5 丁目1637番地先まで     | 1.5～ 1.6         | 155.2        |
|       | 新   | 林 5 丁目1662番の 4 地先から<br>林 5 丁目1637番地先まで     | 1.5～ 6.0         | 143.6        |



公 告

横須賀市公告第 169 号 (令和 4 年10月 7 日)  
掲 示 済

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条の規定により定めた横須賀農業振興地域整備計画を変更したので、同法第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告します。

その関係書類は、横須賀市経済部農水産業振興課において縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更の案についての意見書の提出はありませんでした。

令和 4 年10月 7 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第 173 号 (令和 4 年10月12日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年10月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号   | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号    | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名       |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|------------------------------------------|
| 令和 3 年12月 3 日<br>令 3 開第11号 | 令和 4 年10月 4 日<br>令 4 第 8 号 | 横須賀市田戸台85番 1 ほか 2 筆            | 横須賀市小川町26番地 9<br>株式会社建新<br>代表取締役 大 口 隆 弘 |

横須賀市公告第 174 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 175 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 176 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 177 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目        | 備 考                          |
|---------|------------|------------------------------|
| 令和 4 年度 | 介護保険料納入通知書 | 9 月分の納期限は、令和 4 年10月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 178 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目                       | 発付年月日         |
|---------|---------------------------|---------------|
| 令和 4 年度 | 介護保険料額決定通知書兼<br>特別徴収開始通知書 | 令和 4 年 6 月15日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 179 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 4 年度 | 介 護 保 険 料 | 6 月 分 | 令和 4 年 7 月29日 |
|         |           | 7 月 分 | 令和 4 年 8 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 180 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 科 目 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

|         |                  |                                                                                          |
|---------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 4 年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 6 月分から 9 月分までの納期限は、令和 4 年10月31日、同年11月30日、令和 5 年 1 月 4 日、同月31日、同年 2 月28日及び同年 3 月31日に変更する。 |
|---------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|

(別紙略)

横須賀市公告第 181 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考 |
|---------|------------------|-----|
| 令和 4 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第 182 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別     | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|---------|-------|---------------|
| 令和 4 年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分 | 令和 4 年 7 月29日 |
|         |         | 7 月 分 | 令和 4 年 8 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 183 号 (令和 4 年10月14日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年10月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別            | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|----------------|-------|---------------|
| 令和 4 年度 | 後期高齢者医療<br>保険料 | 7 月 分 | 令和 4 年 8 月31日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 184 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 4 丁目 745 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 5 丁目 7 番 9 号  
井 上 正 和
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目 3 番10号  
岸 公 美

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目3395番、3396番、3397番、3398番 1 及び3399番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目17番11号  
山 田 茂

記の 3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目4498番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目50番 1 号  
松 島 恒 彦

記の 4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目3432番、3627番、3629番及び3630番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 翔
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目26番 1 号  
山 田 勝 治

記の 5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 1 丁目 259 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 5 丁目17番 2 号  
原 田 靖 久
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 1 丁目29番 7 号  
原 田 ハナ子  
茨城県つくば市並木 3 丁目23番地30  
原 田 久美子  
茨城県つくば市並木 3 丁目23番地30  
原 田 洋 之

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第16号

専決規程（平成 8 年横須賀市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年10月25日

横須賀市長 上 地 克 明

別表第 4 第 1 項の表支出決定の項中

|                                    |       |       |   |
|------------------------------------|-------|-------|---|
| ④報 償 費<br>①（物件を購入する場合を除く。）（注 7 参照） | 200万円 | 100万円 | を |
|------------------------------------|-------|-------|---|

|                                               |       |  |       |     |
|-----------------------------------------------|-------|--|-------|-----|
| ④報 償 費<br>①（物件を購<br>入する場合を<br>除く。）（注<br>7 参照） | 200万円 |  | 100万円 |     |
| 旅 費                                           |       |  |       | 全 般 |

改める。  
附 則  
この規程は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

## 上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第 7 号  
上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第 2 号）の  
一部を次のように改正する。  
令和 4 年10月25日  
横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋  
第44条第 2 項第 2 号中「銀行業者であって、東京手形交換所  
若しくは横浜手形交換所の加盟者又は加盟者に交換を委託した  
もの」を「、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融  
機関に手形交換を委託している金融機関」に改め、同項第 3 号  
中「神奈川県又は東京都を支払地と」を「支払地を全国の区域  
内に」に改める。  
附 則  
この規程は、令和 4 年11月 4 日から施行する。

## 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第32号  
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）  
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者  
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。  
令和 4 年10月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名                 | 代 表 者 名 | 所 在 地                    | 指定年月日             | 有効期限              |
|------|----------------------------|---------|--------------------------|-------------------|-------------------|
| 613  | 藍建株式会社                     | 村 山 竜 治 | 横浜市金沢区釜利谷南二丁目47<br>番 3 号 | 令和 4 年<br>10月 4 日 | 令和 9 年<br>10月 3 日 |
| 614  | 日本トレーサーガス式漏水調<br>査修理専門センター | 松 村 江梨花 | 横須賀市不入斗町 2 丁目 1 番 2<br>号 | 令和 4 年<br>10月 4 日 | 令和 9 年<br>10月 3 日 |
| 615  | 有限会社ソムリエホーム                | 武 藤 勢 司 | 横須賀市追浜町二丁目64番地 1         | 令和 4 年<br>10月 7 日 | 令和 9 年<br>10月 6 日 |

横須賀市上下水道局告示第33号  
水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規  
定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。  
令和 4 年10月25日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名   | 代 表 者 名 | 所 在 地                              | 更新された指定の<br>有 効 期 間                |
|------|--------------|---------|------------------------------------|------------------------------------|
| 215  | 山一企工         | 山 本 竜 一 | 横須賀市三春町 5 丁目45番地金堀<br>ハイツ 205      | 令和 4 年 9 月30日から<br>令和 9 年 9 月29日まで |
| 216  | 有限会社谷田商会     | 河 田 裕 剛 | 三浦市初声町和田2629番地                     | 同                                  |
| 218  | 有限会社鈴川工業     | 鈴 川 利 明 | 横須賀市太田和 5 丁目 556 番地 5              | 同                                  |
| 221  | 株式会社ライフライン岩崎 | 岩 崎 重 次 | 横須賀市三春町三丁目 8 番地                    | 同                                  |
| 223  | 株式会社すいぱいと    | 鈴 木 豊   | 千葉県市川市河原18番 7 号                    | 同                                  |
| 224  | 株式会社蛭田設備設計   | 蛭 田 孝 之 | 横須賀市池上七丁目13番11号                    | 同                                  |
| 226  | 株式会社花和産業     | 永 井 福 男 | 横須賀市野比三丁目30番26号 N N<br>ビル 201      | 同                                  |
| 227  | 株式会社山本バーナ工業  | 山 本 博   | 横須賀市公郷町二丁目 2 番地                    | 同                                  |
| 230  | 有限会社初声設備     | 加 藤 和 己 | 三浦市初声町入江 114 番地                    | 同                                  |
| 232  | 伊藤設備         | 伊 藤 一 晃 | 横須賀市追浜町 2 丁目76番地 3 ク<br>レストイトウ 1 F | 同                                  |
| 233  | 株式会社和興業      | 齊 木 和 紀 | 横浜市泉区和泉中央南五丁目 3 番<br>25号           | 同                                  |
| 234  | 有限会社環建設      | 橋 本 信 次 | 横須賀市栗田一丁目26番 9 号                   | 同                                  |
| 236  | 横須賀水道修理センター  | エフベ モセン | 横須賀市衣笠町27番10号                      | 同                                  |
| 238  | 有限会社トウシン工業   | 伊 藤 勝 久 | 相模原市南区相模大野七丁目26番<br>2 号            | 同                                  |
| 239  | 有限会社三村設備     | 三 村 浩 一 | 横須賀市平作一丁目12番 2 号                   | 同                                  |
| 240  | 有限会社福館設備工業所  | 福 館 英 知 | 横浜市瀬谷区本郷三丁目 9 番地 1                 | 同                                  |

|     |              |         |                            |   |
|-----|--------------|---------|----------------------------|---|
| 241 | 株式会社クラシアン    | 今 田 健 治 | 横浜市港北区新横浜一丁目 2 番地 1        | 同 |
| 242 | 有限会社小糸設備     | 小 糸 邦 彦 | 東京都町田市下小山田町3267番地 12       | 同 |
| 248 | 株式会社タケナガ     | 竹 永 雅 幸 | 横須賀市追浜本町一丁目 3 番地           | 同 |
| 250 | 株式会社茅ヶ崎設備工業  | 深 谷 祐 介 | 茅ヶ崎市みずき二丁目21番 9 号          | 同 |
| 251 | 株式会社みどりや     | 露 木 徳 英 | 秦野市寿町 6 番 6 号              | 同 |
| 252 | 株式会社アイダ設計    | 會 田 貞 光 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 286 番地   | 同 |
| 255 | 株式会社日建       | 伊 藤 雅 文 | 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 418 番地 186    | 同 |
| 260 | 佐藤工業         | 佐 藤 将 司 | 横須賀市長井 5 丁目10番30号          | 同 |
| 261 | 株式会社神奈川管工    | 羽 田 崇   | 横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目27番地 2 1 階      | 同 |
| 268 | 株式会社アクアテック   | 高 妻 康 宏 | 横浜市緑区鴨居七丁目 1 番25号アクアテックビル  | 同 |
| 270 | 株式会社ガスデン     | 三 浦 慶之助 | 横須賀市佐野町三丁目24番地             | 同 |
| 271 | 有限会社タカハシ設備工業 | 高 橋 行 雄 | 川崎市宮前区西野川三丁目12番13号         | 同 |
| 279 | 有限会社コマキ住設    | 小 牧 好 一 | 横須賀市栗田二丁目38番 2 号           | 同 |
| 280 | 有限会社藤原水道     | 藤 原 美喜男 | 横浜市都筑区早渕三丁目38番 3 号         | 同 |
| 283 | エイチエスシー株式会社  | 平 野 浩 一 | 横須賀市吉井四丁目 6 番10号           | 同 |
| 285 | 朋栄建設株式会社     | 佐々木 伸 洋 | 横浜市都筑区勝田町 381 番地           | 同 |
| 286 | ウォーターライフ株式会社 | 関 友 昭   | 横須賀市平作一丁目24番 4 号           | 同 |
| 288 | 有限会社永匠       | 窪 島 雄 人 | 藤沢市善行坂二丁目12番55号ヴェルディ湘南 202 | 同 |
| 291 | 有限会社相創       | 宮 本 真 人 | 平塚市西八幡三丁目 8 番11号           | 同 |
| 294 | 株式会社清水社      | 本 名 涉   | 横須賀市久里浜八丁目 5 番16号          | 同 |
| 295 | 有限会社開工業      | 山 本 紘 平 | 横浜市鶴見区獅子ヶ谷一丁目42番 15号       | 同 |
| 297 | 大榮住設         | 大 井 ゆかり | 横須賀市大矢部 5 丁目16番10－301 号    | 同 |

横須賀市上下水道局告示第34号

下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、令和 4 年11月 1 日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和 4 年10月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称                      |
|------------------|---------|---------|-----------------------------------|
| 平作 3 丁目の一部       | 別図のとおり  | 分流式     | 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地<br>横須賀市下町浄化センター |

（別紙略）

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第14号（令和 4 年10月 3 日 掲 示 済）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和 4 年10月 3 日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 4 年10月 6 日午前11時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
- (1) 市立大楠幼稚園の廃園について
- (2) 令和 5 年度横須賀市立横須賀総合高等学校に入学する生徒の募集人員について
- (3) 令和 5 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について

正 誤

令和 3 年12月28日付け横須賀市報号外第33号 4 ページ右欄中

「 1 部長  
2 附属機関の委員等 」 は 「 1 部長、課長  
2 附属機関の委員等 」 の

誤り  
令和 4 年10月 7 日付け横須賀市報号外第20号 2 ページ左欄中



|                                                                                     |                |                |   |                                                                                     |                |                |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|---|
| 「 <table><tr><td>13,090,784,822</td></tr><tr><td>13,090,784,822</td></tr></table> 」 | 13,090,784,822 | 13,090,784,822 | は | 「 <table><tr><td>13,090,784,882</td></tr><tr><td>13,090,784,882</td></tr></table> 」 | 13,090,784,882 | 13,090,784,882 | の |
| 13,090,784,822                                                                      |                |                |   |                                                                                     |                |                |   |
| 13,090,784,822                                                                      |                |                |   |                                                                                     |                |                |   |
| 13,090,784,882                                                                      |                |                |   |                                                                                     |                |                |   |
| 13,090,784,882                                                                      |                |                |   |                                                                                     |                |                |   |

誤り